

広島市老朽危険空家等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の倒壊等による危険から市民の安全を確保するため、老朽化等により倒壊のおそれがあるなどの危険性を有する空家等の除却を行う所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 老朽危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、老朽化等により腐朽又は破損の状態が著しく、周辺に著しい保安上の危険を及ぼしている戸建住宅（長屋、店舗等併用住宅を含み、また、その附属物を含む。）であって、別表による老朽危険空家等の評価が100点以上であるものをいう。
- (2) 道路 一般交通の用に供している不特定の者が通行する道をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象は、本市の区域内に存する老朽危険空家等を除却する工事であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、法第14条第3項の規定による措置命令の対象となったもの、所有者等が故意に破損等をさせることにより危険を生じさせたもの又は公共事業等による立退きに伴い老朽危険空家等の除却に係る補償費を受けるものを除却する工事を除く。

- (1) 老朽危険空家等に該当する建築物から道路までの最短距離が次に掲げる区分に応じて定める距離未満であること、その他老朽危険空家等及びその周囲の状況から市長が道路へ危険が及ぶ可能性が高いと認めるものであること。
 - ア 平家建て又は2階建て 3メートル
 - イ 3階建て以上 6メートル
- (2) 他の公的補助制度等を利用しないものであること。
- (3) 工事により他の者の権利を侵害するおそれのないものであること。
- (4) 第8条第1項の規定による補助金の交付決定の後に着手するものであること。
- (5) 宅地建物取引業者等がその業のために行うものでないこと。
- (6) 解体事業者等に請け負わせるものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、工事の費用（廃棄物の運搬及び処分を含む、地中埋設物の撤去費用を含まず、消費税及び地方消費税の額は仕入税額控除の対象となる場合はこれを含まない。）の額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）と、対象となる老朽危険空家等が木造の場合は2万7,000円、非木造の場合は3万9,000円に延べ面積を乗じた額に10分の8を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。

2 前項の規定による補助金の額は、1棟につき50万円を上限とする。

(補助金交付申請ができる者)

第5条 対象となる老朽危険空家等の所有者（所有者が複数いる場合にあっては、工事について他の所有者の同意を得ている所有者）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものは、補助金の交付を申請することができる。

- (1) 対象となる老朽危険空家等の所有者が複数いる場合には他の所有者全員、所有権以外の権利を有する者がいる場合にはその権利者全員について工事の同意を得る者であること。
- (2) 本市の市税を滞納している者でないこと。

(補助金交付申請前の協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請の前に老朽危険空家等事前協議申込書（別記様式第1号）により、都市整備局指導部建築指導課長と協議を行い、申請しようとする空家等が老朽危険空家等に該当する旨について老朽危険空家等事前協議確認書（別記様式第2号）による確認を受けなければならない。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、老朽危険空家等除却補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空家等事前協議確認書（別記様式第2号）
- (2) 工事計画書（別記様式第4号）
- (3) 老朽危険空家等に係る不動産登記事項証明書その他老朽危険空家等の所有者が確認できるもの（申請日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 老朽危険空家等の所有者について、本市の市税の滞納がないことを証する書類（申請日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 老朽危険空家等の附近見取図、配置図及び外観写真（劣化及び破損の状況の分かるもの）
- (6) 工事に係る工事業者による見積書
- (7) 申請者が消費税の課税事業者である場合にあっては、課税事業者届出書

(別記様式第 5 号)

- (8) 老朽危険空家等の所有者が複数である場合にあっては、申請者以外の老朽危険空家等の所有者全員の工事に係る同意書
 - (9) 老朽危険空家等に所有権以外の権利を有する者がいる場合にあっては、その権利を有する者全員の工事に係る同意書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に、補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

- 第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、老朽危険空家等除却補助金交付決定通知書（別記様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、申請の内容が不相当であると認めるときは、理由を付してその旨を老朽危険空家等除却補助金不交付決定通知書（別記様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定済者の責務)

- 第 9 条 前条第 1 項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定済者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 工事に伴う廃棄物等を適正に処理すること。
 - (2) 工事に伴う苦情等は補助金交付決定を受けた者の責任において処理すること。
 - (3) その他工事に関し関係法令等を遵守すること。

(工事計画の変更等)

- 第 10 条 交付決定済者は、その交付決定の申請内容について変更、中止又は廃止をしようとするときは、速やかに老朽危険空家等除却補助工事変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 8 号）に変更等の内容が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、老朽危険空家等除却補助工事変更（中止・廃止）承認通知

書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定済者は、補助工事が完了したときは、完了の日から40日（中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知書を受理した日から40日）後の日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあつては、市長が指定する日）までに、老朽危険空家等除却工事完了実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空家等を除却したことが分かる写真
- (2) 老朽危険空家等の除却に係る請負契約書の写し
- (3) 老朽危険空家等の除却に要した経費の請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、報告の内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、老朽危険空家等除却補助金確定通知書（別記様式第11号）により交付決定済者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 交付決定済者は、前条による通知を受けたときは、老朽危険空家等除却補助金交付請求書（別記様式第12号）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき、交付決定済者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、交付決定済者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、老朽危険空家等除却補助金交付決定取消通知書（別記様式第13号）により交付決定済者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請、工事の実績報告等をしたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 第11条に定める期限までに老朽危険空家等除却工事完了実績報告書（別記様式第10号）が提出されなかったとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたとき又は第10条第2項の規定により補助工事の中止若しくは廃止の承認をしたときは、既

に交付した補助金があるときは、これを市長の定める期日までに市に返還することを老朽危険空家等除却補助金返還命令書（別記様式第 14 号）により交付決定済者に命ずることができる。

（検査等）

第 15 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、交付決定済者に対して、補助工事に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保存）

第 16 条 交付決定済者は、当該補助金に係る関係書類を、補助金の交付を受けた会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助工事完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、老朽危険空家等除却補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 15 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を市長が定める期日までに市に返還することを老朽危険空家等除却補助金消費税仕入控除税額返還命令書（別記様式第 16 号）により命ずることができる。

（暴力団の排除）

第 18 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（委任規定）

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別記

様式	書類	関係条文
様式第1号	老朽危険空家等事前協議申込書	第6条
様式第2号	老朽危険空家等事前協議確認書	第6条
様式第3号	老朽危険空家等除却補助金交付申請書	第7条第1項
様式第4号	工事計画書	第7条第1項
様式第5号	課税事業者届出書	第7条第1項
様式第6号	老朽危険空家等除却補助金交付決定通知書	第8条第1項
様式第7号	老朽危険空家等除却補助金不交付決定通知書	第8条第2項
様式第8号	老朽危険空家等除却補助工事変更（中止・廃止）承認申請書	第10条第1項
様式第9号	老朽危険空家等除却補助工事変更（中止・廃止）承認通知書	第10条第2項
様式第10号	老朽危険空家等除却工事完了実績報告書	第11条
様式第11号	老朽危険空家等除却補助金確定通知書	第12条
様式第12号	老朽危険空家等除却補助金交付請求書	第13条第1項
様式第13号	老朽危険空家等除却補助金交付決定取消通知書	第14条第1項
様式第14号	老朽危険空家等除却補助金返還命令書	第14条第2項
様式第15号	老朽危険空家等除却補助金消費税仕入控除税額報告書	第17条第1項
様式第16号	老朽危険空家等除却補助金消費税仕入控除税額返還命令書	第17条第2項